

2021 年 4 月 1 日

不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

JCOAL

一般財団法人石炭フロンティア機構

一般財団法人石炭フロンティア機構（以下「本財団」という。）は、公的資金を用いた「研究・調査活動上の不正行為防止計画」に基づき、以下のとおり「不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針」を策定する。

1. 不正な取引に関与した業者への取引停止の処分

不正な取引に関与した業者は 1 ヶ月以上 12 ヶ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止により当財団の研究活動に著しく影響が生じる場合は、一定期間を経た後に取引停止処分とすることができる。

2. 不正な取引に関与した業者への取引停止の決定

不正な取引に関与した業者への取引停止の処分は、最高管理責任者が状況調査の上、合理的判断により決定する。

3. 取引業者に提出を求める誓約書

取引業者に対し、一定の取引実績（回数・金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、様式 1 に示す誓約書の提出を求める。誓約書には以下の内容を含めるものとする。

- ① 財団の規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ④ 財団の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

・提出を求める業者の選定方法は、以下のとおりとする。

選定方法：取引実績及び企業信用情報等を考慮し、最高管理責任者が必要と判断したとき

・提出を求める時期及び回数は、以下のとおりとする。

時期：上記方法に基づいて選定後、即時

回数：選定された時

一般財団法人石炭フロンティア機構理事長殿

誓 約 書

当社は、貴財団への物品等の納入について、以下のとおり誓約します。

1. 貴財団の公的資金を用いた研究・調査活動上の不正行為防止のための取組みの趣旨を理解し、貴財団規程等を遵守し、不正に関与しません。
2. 調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議ありません。
4. 貴財団の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名

印